

札幌市条例における配慮書手続き（案）について(改訂版)

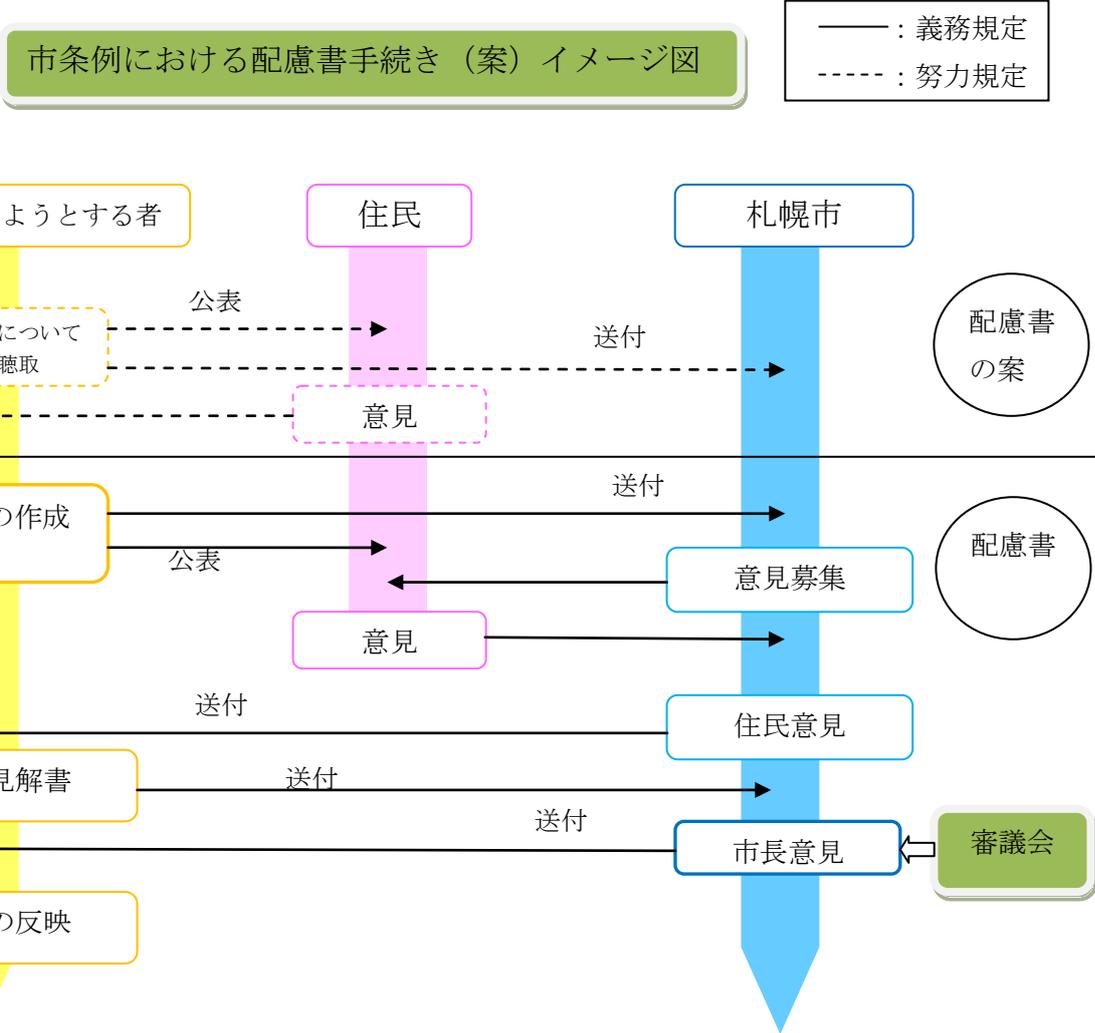
～市条例導入における課題（検討項目）～

○配慮書手続きの導入について

（事務局案）市条例に配慮書手続きを導入する必要がある。

○手続きの流れについて

- ・公表（インターネット公表を含む）及び意見募集について
（事務局案）住民に公表し、環境の保全の見地からの意見募集をする。
- ・市長意見
（事務局案）市長は環境保全の見地からの意見を述べる。
- ・審議会の関与について
（事務局案）市長は上記の意見を述べる場合は、審議会の議を経る。法対象事業も同様とする。
- ・配慮書の案
（事務局案）アセス法の手続きと同様に配慮書の案の手続きを設けることが望ましい。



○配慮書の内容について

- ・対象事業について

(事務局案) 現行条例における第 1 種事業を対象とする。第 2 種事業は自主判断とする。

- ・配慮事項の設定

(事務局案) 計画段階配慮事項の設定はアセス法と同様に方法書以降と同じする。

- ・複数案の設定について

(事務局案) 法と同様に位置・規模又は構造・配置の複数案を設定することを基本とする。

- ・単一案について

(事務局案) 複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにする。

- ・ゼロ・オプションについて

(事務局案) 法と同様に現実的であるかぎり複数案に事業を実施しない案を含めるよう努める。

- ・調査、予測及び評価の方法

(事務局案) アセス法と同様の考え方とする。

調査方法：既存資料の収集を基本とする。

予測方法：可能な限り定量的に行う。

評価方法：環境影響の度合いを整理し、これらを比較整理する。